

商工会だより

令和8年度「中小・小規模事業者パワーアップ 応援補助金」のご案内

持続的な賃上げにもつながる「稼ぐ力」の強化に向けた事業規模拡大や業態転換などに意欲的に取り組む事業に対する補助金です。

(想定する事業の一例)

- ・新商品の開発や新事業の展開等により、売り上げ増加を図る事業
 - ・原材料の生産を内製化し、外注費削減による利益増加を図る事業
- などの費用が対象となります。

補助率・補助上限額

R7より増額

事業者区分	申請区分	補助上限額	補助率
小規模事業者	一般枠	1,500千円	1/2以内
	働いてもらい方改革枠	3,000千円	2/3以内※
中小企業者	働いてもらい方改革枠	5,000千円	1/2以内

※小規模事業者の働いてもらい方改革枠のうち、新たな働く環境づくりに要する経費については1,000千円を上限に補助率：10/10を適用

募集期間

令和8年4月7日(火)～5月15日(金) 17時

※スケジュールには十分な余裕をもってご相談ください。

★詳細は別添チラシをご覧ください。

※提出書類の作成に時間が必要ですので、お早めにご相談ください。(TEL48-2080)

『この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています』



令和8年4月1日発行

第272号(4月号)

発行所 七 宗 町 商 工 会

岐阜県加茂郡七宗町上麻生2134番地の1

TEL:(0574) 48-2080 FAX (0574) 48-1994

URL: <http://r.goope.jp/srb-21-74>

Email: hichisou@ml.gifushoko.or.jp

この事業は県の補助金を一部受けています

社会保険料が変更になります！

令和8年3月分（4月納付分）の健康保険料率に変更になります。ご注意ください。

健康保険料率	9.93% → 9.8% （4.9%徴収）
介護保険料率	1.59% → 1.62% （0.81%徴収） ◎40歳以上の方の合計 11.52%→11.42% （5.71%徴収）
厚生年金保険料	18.3% （9.15%徴収）
子ども・子育て支援金	0.23% （0.115%徴収） ◎新設 ※令和8年4月分（5月納付分）から
子ども・子育て拠出金	0.36%

◎ご存知ですか？ 利子補給制度

－七宗町小規模事業者支援融資利子補給制度－

中小企業者が事業振興に必要な資金を借入れした場合、その借入金の支払利子の一部を町が補給します。この制度は、毎年1月1日から12月31日までの間の該当借入金に対し、支払った利子の一部を補給するものです。

－ 制度概要 －

対象者	・町内に住所又は事業所を有し、商工業を営む小規模事業者であつて、七宗町商工会に加入している会員。 ・町の出資や建物の指定管理を受けていないこと。 ・町税及びこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
対象資金	・日本政策金融公庫（マル経、普通貸付等） ・岐阜県信用保証協会の保証を得るもの（全国小口、県小口Z、市町村小口、連携型全国小口等その他町長が承認する制度） ・岐阜県商工貯蓄共済融資制度
補給率	対象借入額は300万円まで、年間支払い利子の2%以内 （年60,000円、5年で300,000円）
補給期間	5年以内
申請先	・商工会長を経由して町長へ提出。毎年申請が必要です。

◎毎年1月に役場へ請求書を提出する必要があります。

最低賃金守られていますか？ 最低賃金1,065円

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

下回る賃金を支払った場合は罰金50万円が課せられます。景気の先行きも不透明で大変厳しいときですが、守っていただきますようお願いいたします。

雇用保険料率が変わになります

～令和8年4月1日から雇用保険料率は以下のとおり変更になります。ご注意ください～

	令和8年度の雇用保険料率		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産・清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

- ・労災保険料につきましては、令和7年度から変更はありません。
- ・一般拠出金（R7年分）は労働保険料1期分と一緒にR8年7月引き落としを掛けます。

労働保険事務組合の対象事業所宛に令和8年3月末に書類をお送りしてあります。対象となる事業所におかれましては、期日までにご提出をお願いします。

***労働保険料の年度更新の提出期限は4月17日（金）です。お忘れなく！**

■労働保険は、自動車保険でいうならば任意保険ではなく強制保険です。

労働者（パート、日雇含む）を1人でも雇っていたら、労災保険の対象となります。

仕事中に事故が発生した場合は、会社が医療費、休業補償（平均賃金の6割以上）をする事になっています。労災に加入すれば、医療費の全額と、休業補償として平均賃金の8割を補償してもらえます。労災での休業中の解雇は法律で禁じられている為、完治又は治癒までの補償をすることになります。障害が残ればその分の年金代わりの補償も必要です。

なお、事業主、同居専従者、役員は労災の適用外です。労災を適用するには「特別加入」することで対応できます。

■雇用保険は、

- ① 31日以上雇用の見込みがあり
- ② 週の労働時間が20時間以上の方 が対象です。

今、加入している従業員で、週の労働時間が20時間未満に契約を変更された方や、役員になられた方は失業保険の対象外になるためその時点で雇用保険を切る必要があります。

～ 商工会からのお知らせ ～

★手数料の見直しについて★

商工会では受益負担の考え方に基づき、令和8年度より労働保険事務手数料と記帳機械化手数料の見直しをさせていただくことになりました。詳細については後日、総会資料と共にお渡しする予定です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記帳データの早めの提出を！！

経営内容を把握するためにも、記帳できている月分の伝票・データの早めの提出をお願いします。

こまめな入力、
こまめな提出をよろしく
お願いいたします。



所得税と消費税の引落し

所 得 税	4月23日 (木)
消 費 税	4月30日 (木)

所得税と消費税の引落日が近いので、**引落口座の残高のご確認**をお願いします。

残高不足等で引落ができなかった場合、完納する日までの分の延滞税がかかります。

事務局長 就任のお知らせ

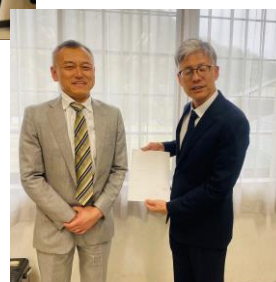
長らく事務局長不在の状態が続き、皆様方にはご心配・ご迷惑をお掛けしておりましたが、令和8年4月より新しく事務局長が就任いたします。職員4人態勢で令和8年度をスタートいたします。(他の職員の異動はありません。)

【就任のごあいさつ】

この度商工会事務局長に就任いたしました中島 慎太郎と申します。

3月までは商工会会員としてお世話になっておりましたが、4月からは事務局員としてお世話になります。

なにぶん不慣れで未熟者ではありますが、会員の皆さまのお役に立てるよう一生懸命努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



(辞令交付の様子)

左：会長、右：事務局長